

市町村立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 たなか みつゆき
田中 満幸 (男)
- 2 年 齢 55歳
- 3 所 属 大刀洗町立本郷小学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和6年2月9日
- 6 処分の程度 免職
- 7 処分の理由

被処分者は、令和5年12月23日(土)午前8時頃、自宅で仕事をするための資料を取りに、自家用車で朝倉市内の自宅を出て本郷小学校に向かった。途中、同市内のコンビニエンスストアに立ち寄り、缶酎ハイ(500ml)を1本購入した。

学校で資料を取った後、学校近くの大刀洗町運動公園に向かい、9時30分頃から同公園の駐車場に駐車した車内で、購入した缶酎ハイ1本を飲酒した。さらに、9時45分頃までの間に、10月頃までに購入し車内に置いていた缶酎ハイ(500ml)2本も立て続けに飲酒した。

車内で30分程度休んだ後、10時15分頃、自家用車を運転して同駐車場を出て、約20km運転し、10時45分頃から11時15分頃まで、うきは市内のパチンコ店に立ち寄ってパチンコをした。その後、自宅に向かって約2km運転し、うきは市吉井町の県道80号を走行していた11時20分頃、左脇のガードパイプに衝突し横転する事故を起こした。

事故後、救急搬送された病院で、駆け付けた警察官が検査をしたところ、被処分者の呼気から基準値の4倍を超える10あたり0.67mgのアルコールが検出され、翌24日(日)の午前8時頃、酒気帯び運転の疑いで逮捕された。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。